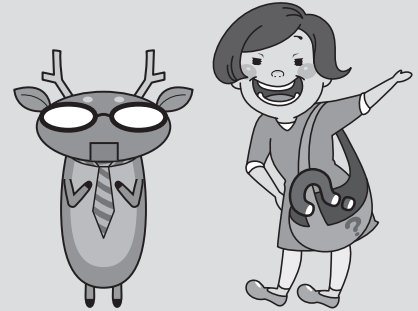


暮らしに役立つ生活情報  
センターニュース

# 北海道立 消費生活センター

# きらめく

NO. **143** 1月号



かしこしか ちえ子さん

北海道消費者教育  
PR キャラクター



新雪を踏み分け、新春の市街を一望（札幌・旭山記念公園、昨年1月）

## 主な内容

### 年頭のごあいさつ

|                        |                         |
|------------------------|-------------------------|
| 鈴木直道北海道知事……………2        | 特別相談に23件……………4          |
| 長島博子道立消費生活センター所長…2     | もちの窒息事故に注意を……………4       |
| 道内の特殊詐欺被害が大幅減少……………3   | 〈相談事例〉光回線乗り換え勧誘……………5   |
| 海産物の電話勧誘でトラブル……………3    | 〈商品テスト〉食品中のメラミン……………6、7 |
| 「大麻グミ」にご用心……………3       | センター見学しませんか……………8       |
| 〈エシカル消費〉サステナブル認証……………4 | 1月と2月に親子体験講座……………8      |

〒060-0003

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟

TEL (011)221-0110 FAX (011)221-4210

<https://www.do-syouhi-c.jp/>

## 年頭ごあいさつ



北海道知事

鈴木 直道

新年明けましておめでとうございます。新しい年を迎えるに当たり、謹んでご挨拶申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の法令上の位置付けが5類へ移行し、3年を超える長い闘いが大きな節目を迎える年となりました。それに伴い、社会経済活動が活発化する一方、物価高騰が長期化し、道民の皆様の生活や事業者の方々の経営環境に大きな影響が及んでおり、道では、複数回にわたり価格高騰等経済対策を講じるなど、道民の皆様の命と健康、暮らしを守る取組を最優先に検討し、取り組んでまいりました。

消費生活の分野におきましては、道内で過去最大規模となった高病原性鳥インフルエンザの発生による風評被害を防止するため、流通している鶏肉や鶏卵が安全であることの情報発信や、多様化・複雑化する消費者問題等をテーマとした講座の開催による消費者教育の実践、さらには、若年者向けに消費者トラブル事例やその対処法を定期的にお伝えするなど、道民の皆様の安全・安心の確保に向けて積極的な啓発に努めてきたところです。

新しい年においても、消費者を取り巻く社会経済情勢の変化に機動的に対応しながら、北海道消費生活条例に基づく消費者被害の防止や救済はもとより、幅広い世代への消費者教育の推進や高齢者等の見守りネットワークの構築、さらには公正な消費者取引に向けた行政措置等、道民の皆様の消費生活の安定と向上を図る取組を進めてまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本年が、皆様にとりまして、実り多き一年となりますよう心からお祈り申し上げ、新年のご挨拶といたします。

## 安全・安心な暮らしを守る



北海道立消費生活  
センター所長

長島 博子

新年明けましておめでとうございます。

新型コロナウイルス感染症が5類になり、ようやく、さまざまな活動が動き始めました。

しかし、この間に当センターへの消費生活相談は年間8千件以上になり、インターネットによる詐欺的な通信販売の相談が急増しました。特殊詐欺は高齢者ばかりでなく、働き盛りの世代を狙い、一件当たりの被害額は高額になっています。

成年年齢が18歳となって2年。脱毛エステの契約では、事業者の倒産による若者の被害が増えています。こうした被害を少しでも減

らすため、国に対し、特定商取引法の抜本的見直しをお願いする動きが広がっています。

ロシアのウクライナ侵攻に続き、新たにイスラエルとハマスの紛争が起こり、エネルギーや食料が高騰し、世界経済は混乱が続いています。一刻も早く平和な世界になることを願っています。

道立消費生活センターは、さまざまな消費生活相談を受けるとともに、エシカル消費や食品ロス削減、SDGs、脱炭素社会実現への取り組みなどを紹介し、商品テストや試買テストを実施しています。このほか各種講座を開催し、暮らしに関わる最新情報を提供しています。道民の皆さんの「安全・安心な暮らしを守る」ため全力で取り組んでいます。センターを活用し、賢い消費者をめざしていただけたら幸いです。

今年は辰年。辰は、十二支で唯一空想上のものです。陽の気が動き、新しいことを始めると良いそうです。

本年が、皆さんにとって、新しいことに挑戦し活躍されるすばらしい年になりますよう心から願い、新年のごあいさつといたします。

## 道内の特殊詐欺被害減少

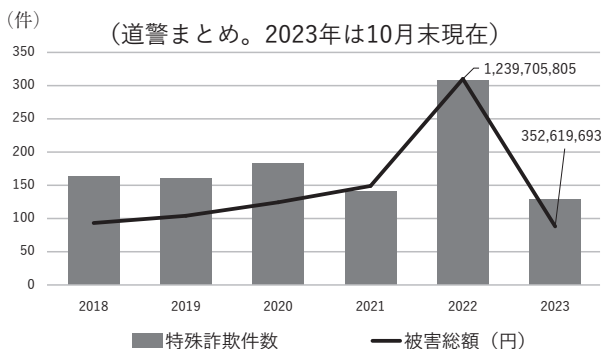
### 手口は巧妙化、なお警戒を！

道警によると昨年、道内で認知した特殊詐欺は件数、被害額とも大幅に減少しています。2023年10月末現在、認知は129件と前年同期の253件から半減し、被害額も3億5261万円と、過去最悪ペースだった前年同期の11億3836万円（通年12億3970万円）に比べ7割以上も減る見込みです。

要因としては、詐欺の手口が知れわたり、困った時に相談できる専用ダイヤルの周知が進んだことが考えられます。

最近では、警察官や弁護士を名乗り、宅配便で現金を送るように誘導する巧妙な手口が増えており、だまされないための注意が引き続き必要です。「変だな」と思ったり、不安に感じたら道警の相談電話「#9110」にかけましょう。

#### 道内の特殊詐欺件数と被害額



## 海産物の電話勧誘トラブルに注意

### 消費拡大キャンペーンに関連

道警や国民生活センターは、海産物の電話勧誘によるトラブルが発生していると注意を呼びかけています。海外での日本産海産物の輸入規制に伴い始まった消費拡大キャンペーンに関連したトラブルもあります。「日本の海産物が海外で売れないので助けてください」など同情を誘う勧誘例があります。



道立消費生活センターにも「カニと松前漬けを購入したが、カニしか届かなかった」「購入したものの商品がよくなかった会社から、しつこく勧誘電話が続く」といった相談も寄せられています。

電話勧誘で契約したときはクーリング・オフができます。勧誘を受けた場合①おかしいと感じたらきっぱり断る②断っても商品が届いたら受け取りを拒否し代金を支払わない③不安に感じたら消費生活センターや警察に相談する—ようにしましょう。

## 「大麻グミ」成分、指定薬物に

### 消費者庁が注意呼びかけ

食べた人が体調不良を訴えるなど社会問題になっている、いわゆる「大麻グミ」について消費者庁などが注意を呼びかけています。



このグミには、大麻由来の成分に似せた合成化合物「HHCH」が含まれ、摂取するとリラックス効果や高揚感が得られるとされます。しかし、道内

でも摂取後に体調を崩し、救急搬送された例があります。「お菓子だから」と安易に買い求めたり、他人からもらったりすることは避けましょう。

厚生労働省は、2023年12月2日付でHHCHを「指定薬物」とし、医療目的以外の使用はもちろん、所持、販売も処罰の対象となります。

また、若者の間で広がる市販薬の過剰摂取も社会問題になっています。「オーバードーズ」と呼ばれるこうした行為は、風邪薬や頭痛薬などを大量摂取することで、一時的に幸福感を得るとされますが、副作用により意識障害や幻覚、臓器障害が起こるなど大変危険です。

市販薬を使う際は、説明書で使用方法を確認し、使用頻度や服用量を必ず守りましょう。

## 未来を変えるエシカル消費

### 日々の買い物で実践しよう

エシカル消費とは、「人や社会、環境に配慮した消費行動」のことで、自分や自分の周りだけでなく、全ての人々が環境に配慮した消費行動をとることが、世界の未来を変えることにつながります。

「環境に配慮した商品を選びたい」と思ったとき、参考になるのがサステナブルラベルです。よく知られるものには日本環境協会が認定する「**エコマーク**」や「**再生紙使用マーク**」があり、管理された森林からの製品を消費者に届け、利益を生産者に還元することを意味する「**F S C 認証**」などがあります＝写真上＝。



責任ある森林管理のマーク



国際フェアトレード認証

ほかにも海や陸の生き物を守るサステナブルラベルには「**海のエコラベル MSC**」や「**ASC 認証**」があります。オーガニック認証には繊維が対象の「**OCS 認証**」や有機食品であることを示す「**有機 JAS**」があり、このほか、公正な取引を証明する「**国際フェアトレード認証**」などもあります＝写真下＝。

詳しくは消費者庁ホームページに記載があるので、活用ください。

### 消費生活相談員を募集

北海道消費者協会は、道立消費生活センターで勤務する消費生活相談員を募集しています。資格として①消費生活相談員資格（国家資格）②消費生活専門相談員（国民生活センター）③消費生活アドバイザー（日本産業協会）④消費生活コンサルタント（日本消費者協会）のいずれかが必要です。詳細は総務・組織連携グループ ☎011-221-4217へ。

## 原状回復や通販トラブル

### 土曜日実施の特別相談に23人

道立消費生活センターは昨年10月28日、対面と電話による特別相談を実施しました。電話相談19人、面談4人の計23人から相談があり、昨年の1.4倍になりました。



相談者は20代から80代まで、性別を問わず、幅広い層から相談がありました。賃貸契約住宅の原状回復に関わるトラブルや、ネット通販トラブルなどの相談が寄せられ、センターの相談員と札幌弁護士会の弁護士が対応しました。

センターの通常の相談時間（平日9時から16時30分）では対応できない休日に年2回開催する特別相談会は、来春も実施予定ですので活用ください。

### もち 窒息事故に注意！



正月は、雑煮など久しぶりにもちを食べる機会が多く、窒息事故に注意が必要です。

もちの窒息死亡事故の43%は1月に発生（厚生労働省2020年調べ）し、特に子供と

高齢者は用心してください。

口の中では、もち同士がくっつきやすく、のどが小さい子供や、かむ力や飲み込む力が弱くなった高齢者は要注意です。もちを食べるときは次の点に気をつけましょう。①食べやすい大きさに切る②汁物や水分と一緒に食べる③子供に食べさせる際は、食事中に寝転んだりしないように見守る—など。

## 消費生活相談

北海道立消費生活センター相談専用電話  
☎ 050-7505-0999

消費者ホットライン ☎188 (「嫌や」泣き寝入り)  
※お住まいの市町村など最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。

## 光回線乗り換えの勧誘電話

## 本当にお得なの!?

**Q** 2週間前に通信会社を名乗る電話で「光回線の速度が今より速くなり、料金も安くなる。キャッシュバックもする」と勧誘されたので申し込みをした。昨日、関連会社



から電話があり、工事は来月の予定であることと、初期契約解除制度について説明を受けた。ネット上で、光回線の勧誘トラブルが多いとの書き込みを見て不安になったので、このまま契約して良いか迷っている。  
(30代 男性)

**A** 光回線などの電気通信サービスの契約は、電気通信事業法で規制されています。同法の消費者保護ルールで、事業者は契約前に料金や提供条件を説明する義務、契約後には契約内容を明らかにする契約書面を交付する義務、高齢者など配慮が必要な消費者にはわかりやすく説明する義務があります。

また、光回線など一定の範囲の電気通信サービスについては、契約書面を受け取った日から8日間は、電気通信事業者との合意なく利用者の都合で契約を解除することができ、初期契約解除制度の対象になります。ただし、工事費や利用したサービス料金は支払う義務があります。

なお、2022年7月1日より、事業者が電話で勧誘する際には、原則として契約締結前にサービスの提供条件の概要について、わかりやすく記載した書面を交付してから説明する必要もあります。

相談者に確認したところ、まだ契約書面は届いておらず、現在の契約と比較してどの程度安くなるのかも具体的には説明されていないとのことでした。事前にサービスの概要について説明する書面を交付しておらず、契約内容等の説明が不足している可能性があるこ

となどを相談者に説明し、不安であれば、初期契約解除制度を利用して、一旦解約をしてから、よく検討してはどうかと助言しました。

**料金の割引を受けるために  
オプション契約が必要な場合も…**

電気通信サービスの契約では、一定期間の継続利用を条件に料金が安くなっている場合があり、無料解約期間以外に解約すると違約金が請求される場合があります。

2022年7月1日以降に締結された契約では、違約金はサービスの月額料金が上限となりましたが、工事料金や機器代金の残債などの支払いが必要な場合もあります。

「キャッシュバック、最大〇万円」と広告していても、オプション契約の申し込みが条件になっていたり、数カ月後に申請手続きをする必要があったりするケースもありますので、注意が必要です。

電話で勧誘を受けたら、相手の事業者名や連絡先等を確認し、本当に必要なサービスかどうかよく考えて、疑問を感じたら、その場ですぐに申し込みせず、家族などに相談しましょう。

トラブルに遭ったら、速やかに最寄りの消費生活相談窓口ご連絡を。

# 食品中のメラミン

商品  
テスト

メラミンは一般的にメラミン樹脂の原料として使用され、本来は食品に使用されることのない物質です。しかし、過去に海外では、生乳中のたんぱく質含量を実際より多く見せかけるためメラミンの添加が行われていた事例があり、その後の調査で、日本国内でも、混入を行っていた国から輸入した乳原料、卵製品からメラミンが検出され、瞬く間に世界中で問題が表面化しました。その後、管理体制が強化され、国内での検出事例は激減しました。そこで、あらためて食品中のメラミンおよび関連物質のシアヌル酸を分析し、当該物質が検出されないかを調べました。



試買品20銘柄

## テスト品

食品 20銘柄

- ・粉ミルク 3銘柄 (No.1～3)
- ・菓子類 13銘柄 (No.4～16)
- ・たい焼き 2銘柄 (No.17、18)
- ・今川焼き 2銘柄 (No.19、20)

※No.17～20は冷凍食品

## テスト方法

ガスクロマトグラフ質量分析計 (GC/MS) を用いてメラミンと関連物質のシアヌル酸の分析を行いました。分析では0.5mg/kg以下を不検出としました。

**全銘柄でメラミン検出されず**

## テスト結果

試験の結果、全銘柄においてメラミンは不検出でした。また、シアヌル酸については、食品における明確な基準がありませんが、メラミンと同様に測定の結果、0.5mg/kg以下で

あったことから不検出としました。

## 基準

国内においては、食品衛生法に基づき食品または添加物について、定められた規格、基準に適合しない食品や添加物の使用、輸入、製造、販売を禁じています。メラミンやシアヌル酸についても同様に、本来は食品中に添加されない物質であることから食品衛生法の規制を受けます。

国外では「コーデックス委員会」が採択した基準値があります。同委員会は、日本を含む多数の国が参加し、採択された基準は国際社会で共有される食品規格として、世界的に認められています。

コーデックスの定めるメラミンの基準値は、食品中では2.5mg/kg、乳児用調製粉乳については1mg/kgとすることが採択されています。

## 表示

全銘柄において原産国表示がありました。

## テスト結果一覧

| No. | 商品名等              | 表示              |         |         |       | テスト結果 |       |
|-----|-------------------|-----------------|---------|---------|-------|-------|-------|
|     |                   | 製造者・販売者         | 製造国・原産国 | 内容量     | 価格（円） | メラミン  | シアヌル酸 |
| 1   | びゅあ               | 雪印ビーンスターク株式会社   | 日本      | 13g×10本 | 507   | 不検出   | 不検出   |
| 2   | ぐんぐん              | アサヒグループ食品株式会社   | 日本      | 140g    | 559   |       |       |
| 3   | すこやか M1           | 雪印ビーンスターク株式会社   | 日本      | 156g    | 1,047 |       |       |
| 4   | MARIE             | 森永製菓株式会社        | 日本      | 21枚     | 192   |       |       |
| 5   | CHOCOCHIPS Cookie | 森永製菓株式会社        | 日本      | 12枚     | 192   |       |       |
| 6   | ココナッツサブレ          | 日清シスコ株式会社       | 日本      | 16枚     | 105   |       |       |
| 7   | かっぱえびせん ミニ4       | カルビー株式会社        | 日本      | 12g×4袋  | 138   |       |       |
| 8   | おととと うすしお         | 森永製菓株式会社        | 日本      | 10g×5袋  | 181   |       |       |
| 9   | RITZ CRACKERS     | モンデリーズ・ジャパン株式会社 | インドネシア  | 128g    | 149   |       |       |
| 10  | ポテロング             | 森永製菓株式会社        | 日本      | 45g     | 138   |       |       |
| 11  | ハードビスケット          | 松永製菓株式会社        | 日本      | 120g    | 95    |       |       |
| 12  | たべっ子どうぶつ          | 株式会社ギンビス        | 日本      | 63g     | 116   |       |       |
| 13  | コアラのマーチ           | 株式会社ロッテ         | 日本      | 48g     | 84    |       |       |
| 14  | 黒ごまの風味豊かな黒糖かりんとう  | 東京カリント株式会社      | 日本      | 135g    | 128   |       |       |
| 15  | 蜜二度掛け黒糖かりんとう      | 東京カリント株式会社      | 日本      | 130g    | 289   |       |       |
| 16  | 釜焼き黒蜜で仕上げたかりんとう   | 東京カリント株式会社      | 日本      | 88g     | 100   |       |       |
| 17  | たいやき（クリーム）        | サザエ食品株式会社       | 日本      | 450g    | 721   |       |       |
| 18  | たいやき（つぶあん）        | サザエ食品株式会社       | 日本      | 450g    | 721   |       |       |
| 19  | 今川焼あずきあん          | 株式会社ニチレイフーズ     | 日本      | 350g    | 376   |       |       |
| 20  | 今川焼（あずきあん）        | イオン株式会社         | 日本      | 350g    | 278   |       |       |

※食品中のメラミンおよびシアヌル酸の基準値は設定されていないが、分析にて設定した0.5mg/kgを定量限界とし、測定値が定量限界以下の場合、不検出とした。

原産国は国産が19銘柄（No.1～8、10～20）、外国産が1銘柄（No.9）で、インドネシア産でした。また、No.17～20は冷凍食品であるため、食品表示法で規定される食品表示基準において、「冷凍食品である旨」を表示することとされていますが、該当するすべての銘柄において確認できました。

さらに、全銘柄に栄養成分表示が確認できました。

### まとめ

- 全銘柄でメラミンおよびシアヌル酸は不検出でした。
- 食品衛生法では、定められた規格、基準に適合しない食品や添加物の使用、輸入、製造、販売を禁じています。また、基準に適合しない食品または添加物が見つかった場

合は、製品回収や立ち入り検査などの措置が取られます。

### 参考

#### 耐容一日摂取量（TDI）とは

環境汚染物質などを人が一生涯にわたり、毎日摂取したとしても、健康に有害な影響が現れないと判断される、1日当たりにおける体重1kg当たりの量を「耐容一日摂取量（TDI）」と言います。

メラミンに関するTDIとして代表的なものに米国食品医薬品局の定めた基準（0.63mg/kg体重/日）があります。

例えば、体重60kgの人に当てはめてTDIを計算すると、1日当たり0.63mg×60kg＝37.8mgとなります。

## センター見学しませんか

道立消費生活センターは、個人・団体の見学を歓迎しています。

昨年10月24日は北広島市のボランティアサークル「いいとも会」（藤原晴美会長）と、



同市産地直送を進める会（長島博子会長）の計20人が来訪しました = 写真上 =

。両団体は、行き先を伏せた「ミステリーツアー」を企画し、札幌では豊平館と当センターを訪れました。展示ホールでエシカル消費を学んだあと、テスト室では携帯電話の中身を軟エックス線装置でのぞきました。参加者は「環境にやさしい生活のために何をすべきか分かった」などと感激していました。

11月6日は、上富良野消費者協会の12人が来訪しました = 写真下 =。テスト室では日々の業務を紹介後、食品に付着したカビの胞子を電子顕微鏡で観察するなど身近にあるものを拡大し観察する実験に驚きの声が上がりました。



見学では、ミニ講座やDVD上映、簡易実験なども実施できます（要予約）。所要時間は相談ください。問い合わせは教育啓発グループ

011-221-0110へ。

## 親子体験講座を開催します

道立消費生活センターは1月21日と2月18日に親子体験講座を実施します。

1月は金融広報アドバイザーの横井規子さんが「お金の使い方」について解説します。収支の動きや、必要なものとほしいものの区別などゲームを通して親子で学びます。

2月はエシカル消費とSDGsについて学ぶ予定。「SDGs de 地方創生」公認ファシリテーターの高橋優介さんを講師に、ゲーム形式のワークショップを予定しています。

どちらも対象は小学生と保護者で受講無料。開催案内は当センターのホームページに掲載予定（下欄 URL 参照）。参加希望の方は教育啓発グループ 011-221-0110へ。

### 親子体験講座の日程

- ① 1月21日（日）13：00～15：00
- ② 2月18日（日）13：00～15：00

## フェイスブックの活用を！

北海道消費者協会は、道立消費生活センターの相談事例や商品テスト結果、啓発セミナーなど、暮らしに役立つ情報を随時、フェイスブックで発信しています。以下の URL または二次元コードから閲覧できます。



<https://www.facebook.com/hokkaidosyouhi-sya/>

## 北海道立消費生活センター

札幌市中央区北3西7 北海道庁別館西棟

TEL 011-221-0110

FAX 011-221-4210

相談専用電話 050-7505-0999

（相談受付時間：平日／午前9時～午後4時30分）

当センターは一般社団法人北海道消費者協会が指定管理者として業務を行っています。

### ホームページのご案内

当センターのホームページでは、悪質商法の最新事例や製品事故情報、商品テストの結果などを紹介しています。ご利用ください。  
<https://www.do-syouhi-c.jp/>



北海道立消費生活センター

検索

